

## 平成25年度事業計画（案）

本会は、平成25年4月1日に「一般社団法人学士会」として新たなスタートを切ることとなった。平成25年度は、本会にとって新法人移行後の初年度となるが新定款の定めに基づき着実に会務運営を行うとともに、以下の諸課題に取り組んでいく。

### 1. 平成25年度重点課題

#### （1）「一般社団法人」移行後の体制整備等

- ①新定款の定めに基づく組織運営等の実施（理事会、代議員総会の実施等）
- ②新定款の定めに基づく各種規程類の整備
- ③行政庁（内閣府）に対する義務履行と「公益目的支出計画」の実行

#### （2）会員増強—会員減少化の歯止めと新規会員獲得への取り組み—

- ①新規会員獲得に向け、組織的取組みの一層の強化
- ②（入会メリットとなる）魅力ある会員サービスメニューの開発
- ③大学・在学生に対する「学生会員」制度のアピール、学士会認知度のUP

#### （3）会館運営事業の強化

- ①会館運営における当会と㈱学士会館精養軒との役割再整理、両者の連携強化
- ②会館運営事業収支の改善
- ③会員増強に繋がる会員向け会館サービスの充実、新規サービスの提供

#### （4）既存事業・諸活動の見直し、再構築

- ①『學士會会報』と『U7』の将来に向けたあり方の検討
- ②会員層（年代層、居住場所、性別等）に応じたイベント・サービスの企画、提供
- ③既存事業等の効果検証と事業収支の改善

### 2. 事業計画

本年度は、上記重点課題への対応を中心に、一般社団法人移行後の初年度として定款第4条に定める各種事業を着実に展開していく。

#### （1）会報の発行

昨年度より同月発行となった『學士會会報』と『U7』を、以下にてそれぞれ発行していく。なお、会報発行について会員ニーズの変化や経費の軽減等を見据えながら、今後のあり方に関し両誌の統合、発行回数の見直し、ウェブ化等々、様々な角度から検討を行っていく。

##### 『學士會会報』

明治21年から続く『學士會会報』の発行は、本会にとって極めて重要な事業であると共に本会の目的である「学術的文化的知識の交流普及」を行う上で不可欠なツールとなっている。会員にとって読み易く又馴染み深い会報となるよう誌面づくりに留意するとともに、一層の内容の充実を目指し、年6回、奇数月に発行していく。

なお、従来どおり、都道府県立図書館や大学各部図書館への寄贈、また本会HP上での告知による希望者への頒布等により、広く社会に開放していく。

## 『U7』

『學士會會報』と並ぶ、本会のもう一つの会報である『U7』については、関係七大学を繋ぐ総合情報誌としての役割を果たすべく、七大学の協力を得て会員及び七大学関係者（役員・教職員他）にとって興味ある話題の提供を行っていく。

### (2) 七大学の諸活動支援及び連携

関係七大学及び関連同窓団体との連携を強化し、七大学の教育・研究活動支援等を目的として以下の活動を行うとともに、若手会員増強策の一環として本会と大学同窓会のメーリングリストの相互利用、卒業生向けイベントの共催等を推進していく。

- ①七大学総合体育大会への協賛（本年度主管校である大阪大学への寄附提供）
- ②学士会館内の「七大学展示コーナー」「支部連絡事務所」の無償提供
- ③「U7」による七大学の現状、動向等の紹介

### (3) 学士会館の運営

会員並びに関係七大学等の学術研究会、講演会、講習会、宿泊その他の利用に供するため、会館を維持管理する。学士会館における各種会員サービスの提供は本会の重要な事業であり、また会員にとっての大きな魅力—入会メリットでもあるため、会員サービスの一層の充実を図っていく。

なお、上記を実現するためにも(株)学士会館精養軒との連携を強化し、一体的運営を心がけると共に、会館運営事業の収支改善を図る。

### (4) 講演会、談話会、その他の催し

学士会館の開館とともにスタートした本会の代表的行事である午餐会及び昭和40年から続く夕食会については、本年度も以下のとおり実施するものの、新たな参加層開拓のため、従来の開催頻度等を一部見直した上で、午餐会・夕食会とは異趣の講演会又はコンサート等を代替実施する他、従来の催しに加え若手会員の新たな交流の場の提供等、より多くの会員が参加しやすい環境づくりを目指して各種催しを試行していく。

#### □午餐会（原則として、毎月20日開催）

午餐会は、会員にとって興味ある又時宜を得た話題を選定し、当該テーマに対する学識経験者等による学術講演会を中心に開催する（原則として8月及び12月を除く年10回の開催を予定）。

#### □夕食会（原則として、毎月10日開催）

夕食会は、午餐会と同様に学識経験者等による学術講演会を中心に開催する。  
なお、従来どおり8月を休会とする他、上記のとおり新規に企画する講演会やコンサート等の開催日程によっては夕食会を休会とする月を設けることも検討する。

#### □忘年家族会

会員及びその家族を対象に、平成25年12月21日（予定）に学士会館にて開催する。  
なお開催日程は、前年同様に1日開催とする。

#### □新年祝賀会

会員を対象に、平成26年1月7日（予定）に開催する。

#### □関西茶話会（関西学士会講演会）

関西地区における講演会（「関西茶話会」）を、本年度は4月、6月、10月及び2月に実施する。開催に当たっては、開催場所を大阪（中央電気倶楽部）と京都（楽友会館）の二ヶ所に設定する他、関係大学他の協力を得て博物館、美術館、関連施設等の見学会を組み合わせるなどの工夫を行っていく。

#### （5）会員親睦活動（同好会支援等）

会員の自主的活動を支援するため、会館内倶楽部室の提供や公式行事の際の会議室提供等を行うとともに、同好会活動を通じて本会の会員基盤の強化・拡大に繋げていく。

### 3. 庶務事項

#### （1）代議員総会

新法人移行に伴う初回の代議員総会となる「平成25年度通常代議員総会」を6月27日（木）に学士会館にて開催し、以下の議案審議を行う。

- ①平成24年度事業報告、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の承認
- ②役員を選任（監事の補充）
- ③その他（一般社団法人法で定める必要事項等）

#### （2）理事会

定款第34条に定める理事会を、毎月第4木曜日を定例日として開催し、種々会務を審議決定する（但し、8月及び12月は休会とする）。

#### （3）監事会

平成25年5月23日（木）に監事会を開催し、平成24年度正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の検査を行う。

#### （4）常務会

定款第41条に定める常務会を、毎月定期的で開催し、種々の会務を審議する。

#### （5）諸委員会

##### □会報編集委員会

原則として定例月に開催し、『學士會会報』（第902号～907号）の編集及び午餐会・夕食会の講演候補者につき審議を行うとともに、今後の『學士會会報』及び『U7』の有り方について審議を行う。

##### □その他専門委員会

今年度の重点課題である「会員増強」や「会館運営事業の強化」に関して、必要に応じて専門委員会を設置し、組織的・効果的な取組みを行っていく。

##### □趣味同好会

趣味同好会による定例行事の他、全体の総会を平成25年12月2日（月）に開催する。

以上